

昭和五十五年法律第六十三号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他の財政上の特別措置について定めるものとする。
(地震対策緊急整備事業計画)

第二条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項の規定による地震防災対策強化地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)を作成することができます。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二条 都道府県知事は、地震対策緊急整備事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならない。

第三条 内閣総理大臣は、第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第四条 前項の規定は、地震対策緊急整備事業計画を変更する場合について準用する。

第五条 地震対策緊急整備事業計画は、次に掲げる施設等(第一号から第四号まで及び第七号から第十一号までに掲げる施設等)にあつては、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。の整備に関する事項について定めるものとする。

第一号 避難地
二 避難路
三 消防用施設

四 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第一百八十八号)第二条第五項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第一百三十七号)第三条第一号イの外郭施設及び同号ロの係留施設に限る。)

五 大規模地震対策特別措置法第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設

六 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
七 医療法(昭和二十五年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関のうち、地震防災災上改築を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十四年法律第二百四十九号)第四十二条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

2 地震対策緊急整備事業計画は、五箇年で達成されるような内容のものでなければならぬ。
(地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業(以下「地震対策緊急整備事業」といいう。)のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

この場合において、「これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除く。)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という。)は、同表に掲げる割合とする。

第五条 地震対策緊急整備事業で前項の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

第六条 地震対策緊急整備事業で第四条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還額に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
(地震対策緊急整備事業に係る地方債)

第七条 地震対策緊急整備事業で前項の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

第八条 地震対策緊急整備事業で前項の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第九条 地震対策緊急整備事業で前項の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第十条 地震対策緊急整備事業で前項の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第十一条 この法律は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震対策緊急整備事業に係る国(以下「国」といいう。)の負担金、補助金又は交付金のうち令和七年度以降に繰り越されるものについては、第四条(別表第一及び別表第二)を含む。以下次条において同じ。の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(適用)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 则 (施行期日等)
第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

第二条 第四条の規定は、昭和五十五年度分の事業として実施される地震対策緊急整備事業に係る国及び都道府県の負担金又は補助金又は交付金から適用し、昭和五十四年度分の事業で翌年度に繰り越したるものに係る国(以下「国」といいう。)の負担金又は補助金について、なお従前の例による。

附 则 (昭和五九年八月七日法律第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 则 (昭和六〇年三月三〇日法律第一八号)
第一条 この法律は、昭和六〇年三月三〇日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第一条第二項の改正規定(「昭和六十年度」を「昭和六十五年度」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 则 (平成二年三月三一日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 则 (平成二年六月二九日法律第五八号) 抄

一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日
 二 附則第四条の規定 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
 三 附則第五条の規定 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月七日法律第一二三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八十七条の三 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生施設(附則第五十二条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入れさせるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。)又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十二条の六に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)に限る。)は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条の規定を適用する。(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二三年三月三一日法律第一二号)
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年一一月一〇日法律第七一号)
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一及び二略
第三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定(平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日)
附 則 (平成二三年五月二一日法律第四〇号)
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第一 (調整規定)
第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号)
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二七年三月三一日法律第八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第七号)附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一 (第四条関係)

事業の区分	国の負担割合
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備	二分の一
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	三分の二
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の校舎で、構造上危険な状態にあるものの改築	一分の一
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、文部科学大臣の定める基準に適合するもの	一分の一

別表第二 (第四条関係)
事業の区分

都道府県の負担割合
六分の一

あつては、三分の二